

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成29年2月16日(木)
---------------	---------------------

②施設・事業所情報

名称 アスク新瀬戸保育園	種別：保育所	
代表者氏名：原口 瑞枝	定員（利用人数）：120名	
所在地：愛知県瀬戸市苗場町63-1		
TEL：0561-21-8790		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成18年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 日本保育サービス		
職員数	常勤職員：31名	
専門職員	(園長) 1名	(栄養士) 1名
	(保育士) 23名	(調理員) 4名
	(事務員) 1名	(障害者支援) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 9室	(設備等) 調理室

③理念・基本方針

<p>★理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セーフティ(安全)&セキュリティ(安心)を第一に 2. お子様が1日を楽しく過ごし思い出に残る保育を 3. 本当に求められる施設であること 4. 職員が楽しく働けること <p>★基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら伸びようとする力 ・後伸びする力 ・視覚、聴覚、味覚、臭覚の五感で感じる保育
--

④施設・事業所の特徴的な取組

・保育士が外部研修を行い、園内研修に取り入れ、週1回子どもたちにリズム遊びを行っている。
・今年より年長児がピアノ力を取り組んでいる。
・0歳児から5歳児までの全園児が年齢にあったクッキングを計画し、園での食育活動を家庭にも発信し、参加を呼び掛けている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年10月18日（契約日）～ 平成29年 5月29日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	8回（平成27年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆有効な職員研修

全国規模で保育園を展開する法人であり、これまでの豊富な経験に裏打ちされた法人の研修方針が確立している。法人主導の階層別研修計画と園の研修計画を受け、個人別年間研修計画を作成し、研修目標から研修結果を業務に活用するまでのPDCAがシステムとして確立している。職員が自らの意思で参加を決める選択研修も用意されており、研修システムが有効に機能している。

◆働きやすい職場の追及

有給休暇や産休・育休等の休暇取得、時間外労働等が適切な管理の下で行われている。メンタルな労務面に重きを置いたチューター制度により、新任職員は指導を担当する先輩職員と良好なコミュニケーションを保っている。園長による個別の職員面談、カウンセラーによるメンタル支援等があり、ワークライフバランスのとれた職場環境となっている。

◆乳児クラス(0歳児・1歳児・2歳児)の保育実践

月齢や子ども一人ひとりの発達に合わせたクラス編成が行われ、職員の穏やかな口調が情緒面での発達に欠かせない人的環境となっている。家庭との連携も連絡ノートだけに頼らず、「お話があります」カードを用いた伝達等、保護者が安心できる工夫がなされている。

◇改善を求められる点

◆地域との関係強化

ボランティアの活用が図られていなかった。地域との接点として、また各種活動の指導者として、地域の人的資源であるボランティアの受入れは、子どもの社会性伸長の点でも有効な取り組みと考えたい。必要な活動を社会福祉協議会等に要望する等、受け身でなく積極的に働きかけることで、地域との結びつきを更に強められたい。また、地域の様々な団体、グループや関係機関との連携により、地域資源としての保育所の機能を果たすことを期待したい。

◆文書管理と記録の管理

マニュアルや手順書等に基づきサービス提供がなされるが、マニュアル等の文書保管が事務室のみで行われ、必要時に確認、活用できない状況がある。必要な人が、必要な時に、必要な場所で有効活用できる管理方法を検討されたい。また、会議やミーティングの内容、園児に関する伝達事項、保護者からの相談内容等は、日々情報交換や共有がなされて保育に反映されているが、記録に残されていないものも見受けられた。情報共有を確実なものとし、後日の追跡(トレーサビリティ)を可能として適正保育を維持するためにも、記録の作成・保存を徹底されたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

評価結果を拝見させて頂きました。
今年度より赴任させて頂いたばかりですので、とても参考になりました。
ありがとうございました。
今後も職員と共有し、改善に向け出来る事から計画を立て向上を図り、よりよい園運営を目指していこうと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
基本理念は、「入園のしおり」、パンフレット、ホームページ等に掲載され、また園内随所に掲示されている。保護者へは入園説明会にて説明しており、職員へは年度当初の職員会議にて周知している。内容的には、保育の方向性や特徴、職員のあり方など分かりやすい中身となっている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
法人本部との日々の連携により経営状況を把握し、市の園長会等にて地域の子ども数や保育ニーズをつかんでいる。本部とは、毎日メール、FAXにて情報のやり取りが行われ、状況報告や指示事項の伝達が行われている。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
経営課題としての職員不足は明確に取り上げられ、法人としても園としても共有がなされている。職員確保に向け、本部での調整を依頼し、改善される見込みである。課題の設定方法、改善への具体的手段について確実に手順化した。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
5年間の中・長期計画が策定され、各年度毎に評価、改善点を明確にして次年度につなげる形がとられている。しかしながら、計画の項目が大きく具体性に欠けるため、実際の運営に活かしづらい点は否めない。具体的な内容を含んだ中・長期計画の策定を期待したい。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
形としては中・期計画を受けての単年度計画となっているが、項目が地域交流に絞られているように、運営全般をカバーする内容とはなっていない。また、重点的に取り組む項目について数値目標が設定されておらず、効果測定もしづらい状況となっている。計画が達成されたか否かを判定するためにも、周知目標を掲げて取り組むことを望みたい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
事業計画は園長が立案し、年度末の職員会議にて決定される仕組みとなっている。一方で、年度途中での検討・見直しが実施されておらず、評価の手法も明確に示されていない。行事計画中心の事業内容等、課題を残す部分が多い。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	㉒ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事業計画は「園だより」や「クラスだより」にて保護者に配布され、また年2回の懇談会時に説明がなされ、同時に意見聴取もなされる。保護者へは、行事ごとにアンケートがとられ、行事以外にも意見を表明することができ、それらが運営に活かされている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
保育内容については、毎月のリーダーミーティングで問題点が出され、改善に向けての方向性が示される。それを受け、職員会議にて職員へ提案され、決定し、向上・改善へのステップが図られる。しかしながら、保育内容の検討は十分とは言えず、評価・見直しに関しても適切に行われているとはいいがたい。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
形としては職員会議にて課題分析や改善への具体策決定がなされるが、評価結果の文書化、改善計画策定の仕組み等が必ずしも組織的に行われておらず、園長の判断や直接指導によるところが大きい。改善策は、責任者(誰が?)、スケジュール(いつまでに?)、具体的な実施方法(何を?)を明確にして取り組むことを望みたい。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園長は主任不在の中、様々な場面で指導力を発揮して園運営にあたっている。一方で、署名入りの通知文等、自身の責任を明確に表明した運営上の証が見られない。また、不在時は各リーダーが責任者となるが、職務権限の優先順位が不明確なため、上席を定められることが必要と思われる。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長自身のコンプライアンスに対する強い順法意識がある。会社内の園長会、市の園長会等の定例会にて、法令上等の多くの情報を取得し、園にフィードバックしコンプライアンスの徹底を図っている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
各リーダーが職員個々の意見を吸い上げ、園長はリーダーと調整を図りながら運営を進めている。年2回は全職員と面談し、職員意見の反映にも努めている。更には、現場での直接指導も行う等、リーダーシップを発揮している。しかしながら、定期的な保育の評価分析といったシステムを持たず、組織的な対応が望まれる。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
人事労務や財務については、本部の対応によるところで、組織的な取り組みがなされている。園運営のシステム構築(仕組み作り)を法人任せにせず、園内でも、業務の改善や実効性を高めるシステムや手法を決め、実践されることが望まれる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
求人、採用に関しては法人本部の統括となっている。様々な求人活動がなされ、積極的な採用選考も行われている。人材定着に向けては、OJTの一環としてのチューター制度や、園長による職員面談でのメンタル支援等の取組みがなされ、効果を挙げている。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職務職階が定められており、階級ごとの職員が目指すべき職域が示されている。これを基に人事考課が行われ、考課査定と考課面接を実施して職員育成を目指している。また、「個人別年間研修計画」が作成されているが、これは半期目標と反省、上司評価により、半期ごとの目標に沿った業務指針として目標管理の役割を果たしている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
時間外労働や有給休暇のデータ管理がなされ、加重的な勤務が無いような配慮がなされるとともに、産休・育休も取得され、女性としても働きやすい環境となっている。また、園長面談や本部の相談窓口設置等、心の健康への支援もなされ、ワークライフバランスに配慮のある職場となっている。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
階級に沿った職務職階が示され、職員個々の業務指針となっている。また、園長の職員面談により、「人事考課シート」にある自己目標と達成結果について上司評価とアドバイスが行われている。さらに、目標をもった研修に参加させる等、職員育成への取組みは厚いものが見られる。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
法人の示す研修指針と園の研修計画により、階級別やテーマ別研修に参加する体制となっている。研修計画や研修内容の見直しという点で、職員サイドとしては達成度合によって目標見直しが可能だが、園としての研修内容の見直しが定期的に行われておらず、課題を残している。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
階級別、テーマ別研修の機会が確保されているが、今年度は職員不足により全員が行き届いた研修参加に至らなかった。新任職員に対して担当職員を決めたチューター制度は、新任職員のメンタル面のサポートとしては十分に機能しているが、業務目標、実施、評価、改善といった本来のOJT研修と比べ、若干効果に差異がある。新任職員の育成に関し、何らかのOJTの形を検討されたい。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
実習生受け入れのための要領は存在するものの、園としての研修プログラムは作成されていない。実習生育成に関する基本姿勢も曖昧であるため、より積極的な保育士育成への取組みが望まれる。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
ホームページは担当を決め、常時更新を行って情報提供している。また、苦情のシステムも整備され「クレーム受理票」を基に適正な対応がなされている。一方で、地域への広報活動(苦情等を含む運営情報の公表)が十分には行われておらず、具体的な取組みが望まれる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
会計事務に関しては経理規程で定められ、会計士によるチェック、毎月の内部監査も実施される等、公正が担保されている。取引に関して、「就業規則」の中に服務規律として不正取引の禁止条項が定められているが、接待や収賄等、具体的禁止項目を記した細則が必要かと思われる。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「地域との交流・連携」を中・長期目標として掲げ、事業計画にも項目が挙げられており、老人ホームとの交流やニコニコ広場での交流、中学生の体験学習受け入れ等が取り組まれている。地域行事への参加やボランティア交流等、地域の保育所としての更なる地域との接点追及が望まれる。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ b ・ ㉔
評価機関のコメント			
ボランティアの有効活用が図られておらず、積極的な取り組みが期待される。必要な活動を社会福祉協議会等に要望する等、受け身でなく積極的に働きかけることで、地域との結びつきを更に強め、子どもの社会性伸長にもつながる手立てとしたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の園長会に参加し、制度や子どもの動向等の情報交換や共有がなされている。また、要保護児童対策協議会に参画し、虐待対応として児童相談所等との連携が保たれている。今後は、地域団体や関係機関とのネットワーク化により、保育所の地域資源としての存在価値を示されたい。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
未就園児の親子を対象としたニコニコ広場での交流が図られているが、子育て相談や研修会、園のスペース開放、災害時の協力体制等々、実施可能な事業を行うことを通して、保育所としての機能を今以上に地域還元されたい。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
地域の保育ニーズを受け、延長保育や休日保育を実施しているが、民生委員・児童委員等、地域代表との連携による更なるニーズ把握や地域向けの子育て相談等、より地域にシフトした事業や保育に留まらない地域貢献を検討されたい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の基本姿勢が「入園案内(重要事項説明書)」や「園だより」等に記載されている。保護者には入園時に園長が説明して理解を図っている。職員の共通理解のための取り組みとして、職員会議やリーダーミーティング、直接指導等が行われているが、それに留まらず資料を活用したり、事例を用いての勉強会や研修を実施し、職員全員が共通理解し、実践に繋げていくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉗ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
虐待防止をはじめ子どもの権利擁護に関するマニュアルが整備され、職員、保護者に周知されている。プライバシー保護に関しては「個人情報保護マニュアル」があり、個人情報保護についての体制は整備されている。着替えやおむつ交換等も部屋の隅やパーテーションを利用する等の工夫が見られる。ホームページや園だより等発信物への写真掲載については、保護者の同意を得ている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報はホームページで公開され、「入園案内」が市役所に設置されている。利用・見学希望の保護者にはパンフレットはなく、口頭で説明をしている。利用・見学时に手渡しができるパンフレットを作成し、より正確な情報発信を検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
入園時に「入園案内(重要事項説明書)」を基に質疑応答の形で不明点、疑問点の詳細な説明を園長が実施し、保護者の理解・同意を得ている。質疑応答の事例を参考とし、保護者の意見を反映させた、より解りやすい資料作成の検討が望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保育所利用終了後も子育て支援事業での相談を受けたり、卒園した小学1年生を園の夏祭りに招待したりし、保育の継続を意識した活動がある。保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書、保育所利用終了後の相談方法等は文書化されていない。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足の上把握は送迎時の会話や行事後の保護者アンケート、親子クッキング参加者との会話等で行っている。保護者からの意見をリーダー会議や全体会議で検討し、行事に関しては次年度に改善するようにしている。アンケート結果は集計、分析し、保護者にフィードバックしているが、口頭で得た意見については記録に残っていないため、記録に残すことが望まれる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の体制が整備されており、「入園案内(重要事項説明書)」に記載され、掲示されている。第三者委員の参加まで求められていない苦情については「クレーム受理票」として記録されている。苦情内容により、全保護者へフィードバックされていない案件もあるので、苦情を申し出た保護者への配慮をしつつ公表することが望まれる。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
苦情解決の体制の中に、相談窓口設置に関する事項も記載されている。相談・苦情BOXが設置されているが、相談・苦情BOXを通しての意見はなく、担任保育士との会話や乳児の連絡ノートを通しての相談が多い。保護者が相談しやすい環境として相談室が常設されていないので、相談スペースの確保や工夫が望まれる。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
相談内容についてはリーダーや園長への報告、会議での検討がなされ、保護者へフィードバックされている。保護者アンケートからは送迎時や連絡ノートを通して相談しやすいという意見が多かったが、早・延長保育の利用保護者の中には担任と会話ができないといった意見もあった。保護者からの口頭や連絡ノートでの相談に関しても記録を残すことが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
「保育業務マニュアル」の中でトラブルレポートの提出、月1度の会議開催、ヒヤリハットに関する「インシデントレポート」作成等、安心・安全な保育の提供に関する体制が整えられている。日々のヒヤリハットに関しては掲示もされ、周知がされているが、記録としても残すことを検討されたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
「保育園衛生マニュアル」「感染症・食中毒対応マニュアル」等、感染症対応の整備がされている。園内での嘔吐に関しては二次感染防止のため、嘔吐した子ども以外の子どものみを他のクラスに一時的に避難させる仕組みがあり、各クラスに嘔吐処理セットが配備されている。現状に留まらず、マニュアルの定期的な見直しやマニュアルを活用した職員研修(吐瀉物処理等の模擬訓練)が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	① ・ b ・ c
評価機関のコメント		
災害時の対応体制が決められていて、避難訓練・消防訓練・不審者対応訓練も定期的に行われている。また、消防署との連携訓練も行われ、消火器やAED使用の研修訓練も行われている。園舎の危険把握もされていて、園長管理の下、「備蓄品一覧」を作成して定期的に点検している。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
標準的な実施方法は各マニュアルや「保育業務マニュアル」に記載されていて、必要な職員が活用できるような体制になっている。しかし、「保育業務マニュアル」は事務室での管理になっているので、必要な時にすぐに手にして確認、活用ができるような管理方法についても検討されたい。		

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>指導計画については月、週に1度、各学年を中心に見直しを行っているが、経験年数や職員により、統一されていない。マニュアル等の見直しについては法人の本部が一括で行っている。標準的な実施方法として、より活用しやすい文書を作成していく際には、検討や見直し時期も含め、園からの意見を積極的に法人本部に伝えていくことが望まれる。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>アセスメントは入園申込時、入園時に園長が行い、入園後は各担当が保護者の意見を参考に計画している。保育課程に基づき、各年齢に応じて担当が年間、月週の指導計画を作成している。計画策定の会議には担任保育士のみ参加であるが、可能な範囲で栄養士や調理職員等、様々な職種の職員が参加し、計画策定できる工夫が望まれる。</p>			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>指導計画の見直しに関しては園長と担任とで行い、ミーティングやスタッフノートで周知している。指導計画の見直しに関する手順書がなく、その都度行われているので、見直し時期や参加職員、見直し内容等、園全体で見直しをし、保育の質の向上を目指す体制を構築することが望まれる。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもの発達状況や生活状況の変化等はミーティングやスタッフノート、職員会議等で情報の共有がなされている。また、変更に関しては「入園児家庭調査票」への追記や保育記録に記載されている。記録方法については保育士により差異があるので、統一した記録となるよう勉強会や研修等の活用が望まれる。</p>			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉒ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもに関する記録の管理については「個人情報保護マニュアル」「重要事項説明書」で体制が整備され、保護者や職員に周知されている。情報漏洩に関して新任職員には会社の研修参加もある。保存、廃棄、情報開示に関しても記載がされている。</p>			

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-1(1) 保育課程の編成		
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
保育課程の編成は園長が行い、保育課程を基に各担任が指導計画を作成している。子どもと家庭の状況や地域の実態を考慮した内容や編成メンバー、評価・見直しに関する時期等、職員参加でPDCAサイクルを活用し、編成・見直しされることが望まれる。		
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育		
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
各保育室に温湿度計が設置され、カーテンを利用して採光の調節が行われている。異年齢保育場面では子どもの身体発達に合わせた机や椅子が使用されている。子ども一人ひとりに合わせたスペースの確保やじゅうたんやマットの使用、コーナー利用等、くつろいだり、落ち着ける場所づくりの工夫が望まれる。		
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子どもの状況についてはミーティングやスタッフノート、職員会議等で把握し、その時々状況に配慮し、子どもを受容する環境は整えられている。せかさ言葉や制止する言葉の使用も言い換えたり、理由と共に伝えたりの工夫をしている。		
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
基本的な生活習慣の習得に関しては乳児クラスでは子ども一人ひとりができる場所は行い、職員がサポートする場面が見られた。また、幼児クラスでは異年齢保育を実施して、年少児や年中児が年長児をモデルとしている場面が見受けられた。基本的な生活習慣の習得の大切さについての考え方には職員により差異があるため、十分とは言えない。		
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50 a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント		
幼児クラスでは遊びは年齢別で、生活場面は異年齢でと、場面によって様々な友達と関わるように取り組んでいる。園内では大根・ブロッコリー・白菜等の野菜を収穫し、菜飯おにぎりや給食として提供し、鳥がつついた野菜を手にとってみたりする場面もある。消防署・公園・駅等、近隣の公共施設に散歩に出かける機会も設けられており、地域の方と挨拶を交わす機会もある。表現活動に関しては、職員が提供して取り組まれているので、子ども自らが取り組める環境の工夫が望まれる。		
養護と教育		
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
0歳児の保育では月齢に合わせてクラス編成がされており、一人ひとりの発達や生活リズムに合わせて保育が実施されている。保育士の言葉かけも穏やかな静かな声であり、適切であった。連絡ノートと送迎時の会話で保護者との連携を図り、個別の指導計画や子どもへの関りに活かしている。		
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
1・2歳児の保育では月齢に合わせてクラス編成がされており、一人ひとりの発達に合わせて探索活動や自我の芽生え、基本的な生活習慣の習得ができるような環境が設定されている。人的環境としての保育者の声かけも、穏やかな静かな声でされている。保護者との連携は連絡ノートと送迎時の会話で図られ、個別の指導計画作成に活かされている。		

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
3歳児、4歳時、5歳児の保育では、遊びや活動場面は各年齢に合わせて、生活場面は異年齢でと、一人ひとりの発達や年齢に合わせた保育が計画、実施されている。子どもたちの育ちや取り組んできた協同的な活動は行事を通して保護者には伝えられているが、地域や小学校へも伝える取り組みが望まれる。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
現在、障害のある子どもは在籍していないが、障害のある子どもを受け入れる体制については「保育業務マニュアル」に記されている。また、発達支援研修にも参加をしていて、必要な知識や情報を得ている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
年間指導計画や月指導計画で長時間保育の計画が作成されている。長時間保育利用保護者との連携は「引き継ぎ書」と「お話があります」カード、長時間担当者からの言葉がけで行われている。長時間保育は人数に合わせて保育室や職員配置が決められ、玩具等の環境も整えられているが、子どもの人数や時間帯で変動があり、家庭的でゆったり、穏やかに過ごせることに関しては十分とは言えない。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもや保護者が小学校以降の生活に見通しをもつ取り組みは、夏祭りに卒園児(小学1年生)を招待することを通して行われている。小学校からの行事への招待はない。保護者講演会の講師に小学校教諭を依頼したり、遠足の目的地を小学校にする等、小学校との連携を図る工夫が望まれる。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保健計画」「保育園衛生マニュアル」が作成され、健康診断、保護者からの情報、健康観察等で子どもの健康状況を把握し、ミーティングやスタッフノートで情報共有を図っている。子どもの体調悪化やけがについては、降園時に職員から直接保護者に伝えている。乳幼児突然死症候群に関する知識の周知には「保育業務マニュアル」を活用し、法人と園とで研修が行われている。乳幼児突然死症候群予防のための睡眠時チェックは、0歳児は5分おきに、1・2歳児は10分おきに行っている。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
健康診断・歯科健診の結果は書面にて保護者に伝えられ、職員にも会議等で周知されている。健康診断の結果を基に歯磨き指導や健康指導等、指導計画に反映させ、実施もされている。保護者アンケートでは、「結果が伝えられていない」や「尿検査の結果も知らせてほしい」等のコメントもあり、健診結果の内容や伝達方法についての検討が望まれる。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
アレルギー疾患のある子どもは10名通園している。「アレルギー食提供とアナフラキシーについて」を基に、医師の指示書や保護者と栄養士との面談書を作成して、アレルギー疾患のある子ども10名の状況に合わせた対応を行っている。職員会議や研修を通して情報共有や職員周知が図られ、配膳時には他児とはお盆の色を変え、別の机で食事を提供している。			

A-1-(4) 食育、食の安全		
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60 ㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
年間指導計画と月指導計画で食育計画が立案され、自園調理での給食提供や給食のサンプル提示、毎食の手作りおやつ の提供や園内での野菜作り等、食への関心ももてる工夫をしている。3歳児から5歳児を対象としたクッキング、0歳児から 5歳児を対象とした親子クッキング等が行われ、親子クッキングは保護者が参加しやすい土曜日に設定することで、毎回2 0～30名の参加者があり、父親の参加も多数ある。		
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61 ㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子ども一人ひとりの発育状況や体調に考慮し、離乳食を提供したり、食材の刻みを小さくする等の工夫をしている。調理員 や栄養士が保育室に行き、子どもたちの喫食状況を把握したり、残食簿から献立への工夫に繋げている。また、七夕ランチ や節分の鬼ランチ、ひな祭りランチ等、季節感あふれたメニューを提供している。		
A-2 子育て支援		
		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62 a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
家庭との連携は送迎時の会話や連絡ノートで情報交換が行われている。保育の意図や保育内容については毎日の活動 を記入したホワイトボードや「園だより」、「クラスだより」で伝え、理解に繋げる工夫がなされている。保護者からの連絡はメモ や口頭で伝えられているが、記録に残されていないものもあり、記録に残すことが望まれる。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63 a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
登降園時に園長、職員は保護者に声をかけ、積極的にコミュニケーションを図り、信頼関係を築いている。保護者からの相 談は、園長、担任保育士、早・延長担当者等、誰もが受けており、内容は園長に報告されている。相談内容はミーティングや スタッフノートで情報共有されているが、記録に残されていないものもあるため、記録に残すことが望まれる。		
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待 の予防に努めている。	保 64 a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
「虐待マニュアル」で虐待予防と虐待対応に関する手順、体制が整備されている。虐待を疑われる子どもは現在はいない が、年度初めにはマニュアルを用いた研修を行い、誰もが対応できるようにしている。直接的な虐待のみならず、経済的な 虐待や身体拘束(施錠や言葉による行動制限等)についても、職員意識の向上への取り組みを検討されたい。		
A-3 保育の質の向上		
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善 や専門性の向上に努めている。	保 65 a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント		
前期、後期の年2回自己目標を設定し、自己評価を通して保育の振り返りのみならず、職員として広い視野で自己評価を 行う機会が設けられている。担任は指導計画の反省を基に保育の振り返りもしているが、個人的な振り返りに留まっている。 各職員の振り返りが、学び合いへの意識向上や保育所全体の保育実践の振り返りに繋がることを期待したい。		